第四次報告の検討事項について(案)

1. 二輪車走行騒音規制の見直し

第二次答申(平成 24 年 4 月)に基づき、国内導入した国際基準 UN R41-04 について、規制値強化の国際的な議論が平成 30 年から開始されることから、二輪車の加速走行騒音の規制値強化案の検討を行う。

2. マフラー性能等確認制度の見直し

中間答申(平成 20 年 2 月)に基づき導入したマフラー事前認証制度*は、同答申では、マフラー単体の騒音低減性能が新車に装着されているマフラーと同等となるよう設定することが適当と示されている。また、第二次答申では、新車時の試験法に変更する必要があると示されていることから、同制度の試験法及び上限値のあり方について検討を行う。あわせて、国際基準の試験法を導入する場合は、近接排気騒音の相対値化について検討を行う。

※ 平成 23 年にマフラー性能等確認制度に名称変更

3. タイヤ騒音規制の今後の検討課題(使用過程車等に対するタイヤ騒音許容限度目標値の適用時期について)

第二次答申に基づき、国内導入が示され、第三次答申(平成27年7月)において、新車の適用時期を定めた国際基準UNR117-02のタイヤ騒音規制について、使用過程車に対する適用時期の検討を行う。また、UNR117-02の基準対象外である更生タイヤの取扱いの検討を行う。

なお、第三次答申における今後の検討課題のうち四輪車走行騒音規制の見直し については、第四次報告のとりまとめ後、調査検討を開始する予定。